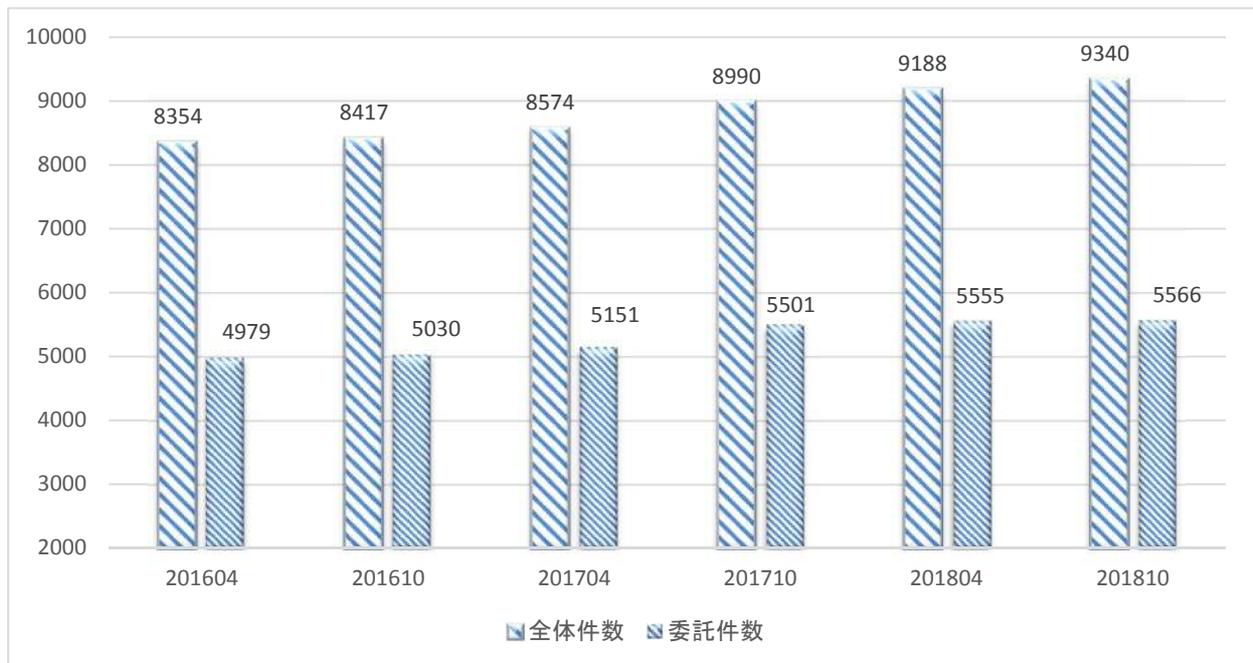


川崎市介護予防・日常生活支援総合事業  
介護予防ケアマネジメントの委託強化加算について

1. 概要

地域包括支援センターは、第1号介護予防支援事業、包括的支援事業、一般介護予防及び任意事業を行うものとされ、第1号介護予防支援事業については、介護保険法115条の23第3項及び第115条の47第5項の規定により当該給付管理業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるが、現在、委託先の指定居宅介護支援事業者を見つけるまでに相当の時間を要しているため、新たな加算を創設し、指定居宅介護支援事業所において委託を受けやすい体制を図っていく必要があると考えています。

要支援者等のケアプラン数の経年変化



2. 新たな報酬について

(1) 実施方法

ア 名称：委託強化加算

イ 単位数：150単位

ウ 委託率：神奈川県国民健康保険団体連合会を介して介護予防ケアマネジメント業務の委託料を直接委託先居宅介護支援事業者に支払う場合、委託率は100%となる。

エ 算定条件：指定居宅介護支援事業所において、要支援者等（事業対象者含む）に対して行う給付管理業務の件数が当該月において、常勤換算方法で算定した数に8を乗じて得た数を超えている。

ただし、次のいずれかに該当する場合は算定することができない

- ①初回加算に加えて「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」又は「インフォーマル加算」を算定する場合
- ②介護予防福祉用具貸与等、提供月に介護予防給付が含まれる場合の「介護予防支援費」として請求する場合

オ 件数早見表

居宅介護支援事業所の常勤換算数	算定可能件数
1. 0	9 件目 $(1.0 \times 8) + 1 = 9$
1. 5	1 3 件目 $(1.5 \times 8) + 1 = 13$
2. 0	1 7 件目 $(2.0 \times 8) + 1 = 17$
2. 5	2 1 件目 $(2.5 \times 8) + 1 = 21$
3. 0	2 5 件目 $(3.0 \times 8) + 1 = 25$
3. 5	2 9 件目 $(3.5 \times 8) + 1 = 29$
4. 0	3 3 件目 $(4.0 \times 8) + 1 = 33$
4. 5	3 7 件目 $(4.5 \times 8) + 1 = 37$
5. 0	4 1 件目 $(5.0 \times 8) + 1 = 41$

カ 算定時の留意点

- ①件数の対象者：川崎市内の地域包括支援センターから委託を受けた川崎市の被保険者
- ②件数の数え方：介護予防支援から順に契約の古い順に数える
- ③対象事業所：川崎市内の指定居宅介護支援事業所

(2) 請求方法について

ア 加算要件に該当する指定居宅介護支援事業所から報告（別紙参考様式参照）に基づき請求報告の際、各地域包括支援センターにおいては、件数と種別（介護予防支援か介護予防ケアマネジメント）の確認をお願いいたします。

イ サービスコードについて

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	431 単位	431 1月につき
AF	2111	介護予防ケアマネジメントB	事業対象者・要支援1・2	431 単位	431
AF	3010	初回加算・インフォーマル加算	ニ インフォーマル加算(介護予防ケアマネジメントC)	600 単位加算	600 1月につき
AF	5110	初回加算のみ	ロ 初回加算	300 単位加算	300 1月につき
AF	5120	小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位加算	300 1月につき
AF	6110	委託強化加算	ホ 委託強化加算	150 単位加算	150 1回につき

ウ 加算を算定する場合の委託料について

431 単位（介護予防ケアマネジメント A）× 11.12 × 80% = 3,833 円

150 単位（委託強化加算）× 11.12 × 100% = 1,668 円

委託料合計：3,833 円 + 1,668 円 = 5,501 円（消費税込み）

3. 算定例

例①

常勤換算数：1.0

給付管理件数：9 件（介護予防支援 4 件 介護予防マネジメント 5 件）

の指定居宅介護支援事業所の場合

1 件目	2 件目	3 件目	4 件目	5 件目	6 件目	7 件目	8 件目	9 件目
支援	支援	支援	支援	マネ	マネ	マネ	マネ	マネ

合計 9 件のため、9 件目に加算算定

例②

常勤換算：1.0

給付管理件数：9 件（介護予防支援 9 件）

の指定居宅介護支援事業所の場合

1 件目	2 件目	3 件目	4 件目	5 件目	6 件目	7 件目	8 件目	9 件目
支援								

介護予防ケアマネジメントがないため算定不可

例③

常勤換算数 : 1.2

給付管理件数 : 15 件 (介護予防支援 12 件介護予防マネジメント 3 件)

の指定居宅介護支援事業所の場合

1 件目	2 件目	3 件目	10 件目	11 件目	12 件目	13 件目	14 件目	15 件目
支援	支援	支援	支援	支援	支援	マネ	マネ	マネ

$1.2 \times 8 + 1 = 10.6$  11 件目から算定可能  
介護予防ケアマネジメントしか算定で  
きないので、13 件目以降のみ算定

4. 申出書例（参考様式）

（参考様式）

●●●●加算算定に係る申出書  
【●●●●年●●月提供分】

1.2×8+1=10.6  
11 件目から算定可

- ①介護予防支援から順に記載
- ②介護予防ケアマネジメントは契約の古い順に記載

事業所名	●●●●居宅介護支援事業所
報告者名	●●●●
常勤換算数	1.2
件数	11

件数	種別	委託元包括名	備考欄	加算の有無
1	介護予防支援	●●地域包括支援センター		
2	介護予防支援	●●地域包括支援センター		
3	介護予防支援	●●地域包括支援センター		
4	介護予防支援	××地域包括支援センター		
5	介護予防支援	▲▲地域包括支援センター	件数を計算し、加算有無を確認 ※11 件目は介護予防支援のため算定不可	
6	介護予防支援	▲▲地域包括支援センター		
7	介護予防支援	××地域包括支援センター		
8	介護予防支援	××地域包括支援センター		
9	介護予防支援	■地域包括支援センター		×
10	介護予防支援	■地域包括支援センター		×
11	介護予防支援	■地域包括支援センター		×
12	介護予防ケアマネジメント	■地域包括支援センター	○崎○子	○
13	介護予防ケアマネジメント	■地域包括支援センター	○崎○男	○
14	介護予防ケアマネジメント	●●地域包括支援センター	○津○子	○
15				
16				
17				
18				
19				
20				

加算算定する場合は、請求先（地域包括支援センター）にて氏名が分かるように記載

上記記載の件数は、川崎市の被保険者のみであることを申し添える。

#### 4. 介護予防ケアマネジメント 委託強化加算 Q & A

問1 委託強化加算の8件の件数はなにが含まれるのか。

8件の件数には、川崎市の地域包括支援センターから委託を受けた介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの件数が含まれます。

なお、この件数は川崎市の被保険者のみとなるため、川崎市の住所地特例対象者施設に入居している市外被保険者は含まれません。

問2 委託強化加算について、川崎市内の地域包括支援センターから他市町村の住所地特例対象者の要支援者等の委託を受け、介護予防ケアマネジメントを行った場合で給付管理の件数が常勤換算方法で算定した員数に8を乗じて得た数を超えたときは、算定可能か。

算定できません。委託強化加算は川崎市の被保険者に限ります。

問3 委託強化加算について、市外の指定居宅介護支援事業所で川崎市の地域包括支援センターから委託を受け川崎市の被保険者を受け入れていた場合、算定可能か。

委託強化加算の対象事業所は、川崎市内に所在する指定居宅介護支援事業所のみとなります。

問4 委託強化加算について、以下の場合には算定できないのか。

例)

- ・常勤換算1の指定居宅介護支援事業所
- ・要支援者のプラン件数9件(介護予防支援：9件)

委託強化加算については、介護予防ケアマネジメント（総合事業のみの利用）のケースに対して加算がつけられます。そのため、当該指定居宅介護支援事業所で受諾したケースが全て介護予防支援の場合は件数の要件を満たしていたとしても加算の算定はできません。

問5 委託強化加算について、算定する指定居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへの申出に際し、必須項目はあるか。

委託強化加算の算定要件である指定居宅介護支援事業所における常勤換算数・受諾件数・サービス提供月や、委託元の地域包括支援センター名は必要であると考えます。

問6 委託強化加算について、算定する指定居宅介護支援事業所から地域包括支援センターに連絡が必要になるが、いつまでに連絡を行うのか。

委託強化加算を算定する場合の連絡については、毎月の利用実績の報告と併せて行ってください。なお、連絡については「委託強化加算算定に係る申出書（参考様式）」等をご活用ください。

問7 委託強化加算について、常勤換算1の指定居宅介護支援事業所で要支援者のプランを9件受けている。この場合介護予防支援等の請求を行ったが請求を取り下げて8件となった場合委託強化加算について取り下げが必要か。

当該ケースについては算定要件を満たさなくなったため、当該加算を請求した地域包括支援センターにて取り下げが必要となります。

問8 委託強化加算について、川崎市内のA地域包括支援センターから8件、B地域包括支援センターから1件委託を受け、B地域包括支援センターから委託を受けた1件に委託強化加算を算定している。A地域包括支援センターから委託を受けた8件のうち、1件について取り下げをした場合、委託強化加算についてB地域包括支援センターへの取り下げ依頼をする必要があるか。

受諾件数が9件に満たないため、委託強化加算を算定しているB地域包括支援センターへ取り下げを依頼する必要があります。

問9 委託強化加算について、地域包括支援センターから委託を受けている要支援者が区分変更申請を行い、月途中で要介護の認定を受けた。この場合、月途中で要介護の認定を受けた者も件数に加えて問題ないか。

月途中で要介護の認定を受けた者は件数に加えることはできません。件数に加えることができる者は、月末に給付管理を行っている者となります。